

公告 第638号

## 組合規程の一部変更について

平成30年7月27日付SCSK健発第314号をもって、以下の規程の一部を変更することについて、関東信越厚生局長宛に届出したので、公告する。

平成30年8月1日

SCSK健康保険組合  
理事長 小林 良成

### ■変更する規程

- ・高額療養費支給手続規程

以上

**高額療養費支給手続規程**  
**新旧条文対照表**

| 新  | 旧  |
|--|--|
| (目的)<br><br>第1条 この規程は施行規則第109条に基づき <u>月間の高額療養費の支給手続を行うに必要とする事項を定める事務の適正化と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。</u>  | (目的)<br><br>第1条 この規程は施行規則第109条に基づき高額療養費の支給手続を行うに必要とする事項を定める事務の適正化と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。   |
| (請求形式)<br><br>第2条 社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書または事業主診療機関により請求される診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかる分について、当該明細書データまたは明細書を組合で受領したとき、 <u>又は</u> 療養費、第二家族療養費にかかるものについては、当該申請書を組合で受領したときにおいて、 <u>一部負担金等世帯合算額又は70歳以上一部負担金等世帯合算額が健康保険法施行令第42条に定める額を超える場合、</u> それぞれ被保険者より高額療養費の請求があつたものとみなす。 | (請求形式)<br><br>第2条 <u>高額療養費は、</u> 社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書または事業主診療機関により請求される診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかる分について、当該明細書データまたは明細書を組合で受領したとき、 <u>また</u> 療養費、第二家族療養費にかかるものについては、当該申請書を組合で受領したときにそれぞれ被保険者より請求があつたものとみなす。 |
| 「略」  | 「略」  |
| (支給方法)<br><br>第4条 高額療養費の支給は銀行振込により支給する。  | (支給方法)<br><br>第4条 高額療養費の支給は銀行振込 <u>または、現金送金</u> により支給する。   |
| 附 則 この規程の改正は平成30年8月1日から施行する。   |  |